平成27年3月11日 資 料 提 供

「高取地域公益的機能維持増進協定」について

近畿中国森林管理局では、国有林に囲まれた民有林と周辺の国有林とを一体的に間伐等の必要な森林施業を行うことにより、山地災害の防止や水源の涵養(かんよう)等の森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、管内で初めて民有林所有者2名と公益的機能維持増進協定を締結しました。

記

- 1 協定締結日 平成27年3月10日(火)
- 2 協定区域の場所 奈良県高市郡高取町民有林及び高取山国有林
- 3 協定締結者

(1) 民有林: 奈良県高取町在住の森林所有者

奈良県橿原市在住の森林所有者

(2) 国有林:近畿中国森林管理局長

- 4 面積
- (1) 民有林 2.32ha
- (2) 国有林 22.39 ha
- 5 協定の有効期間

自:平成27年4月 1日 至:平成30年3月31日

- 6 協定概要 別紙のとおり
- 7 公益的機能維持増進協定

森林の公益的機能の維持増進を図るため、森林所有者等と森林管理局長が協定 を締結し、民有林と国有林とを国が一体的に整備等を行う制度で、平成25年度 に創設されたものです。

近畿中国森林管理局

担 当:計画課長 石上

流域管理指導官 岩田

連絡先:大阪市北区天満橋一丁目8番75号

電話:050-3160-6733

高取地域公益的機能維持増進協定概要

民有林と国有林が、必要な森林施業を一体的に実施することにより、山地災害の防止や水源の涵養(かんよう)等の森林の公益的機能維持増進を図るため、森林法第10条の15に基づき民有林所有者と国が協定を締結し、森林整備(間伐)を実施します。

■協定締結者 民有林所有者

> : 奈良県高取町在住 奈良県橿原市在住

国有林:近畿中国森林管理

局長

■協定区域の面積

民有林 2. 3 2 ha

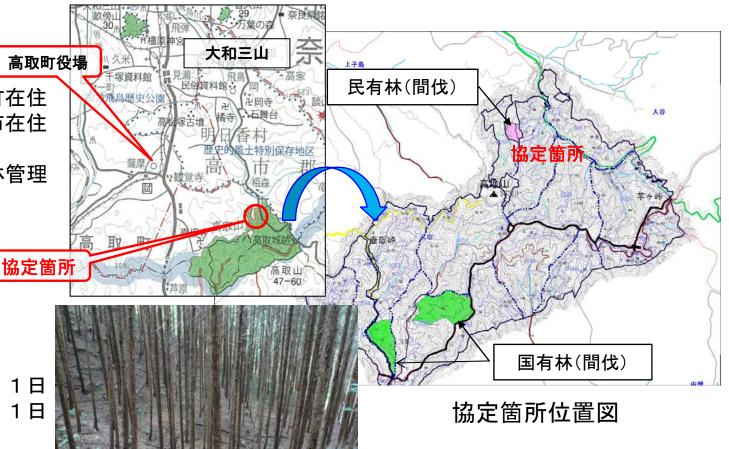
国有林 2 2. 3 9 ha

■協定の有効期間

自:平成27年4月 1日

至:平成30年3月31日

■森林整備の実施者 国(奈良森林管理事務所長)



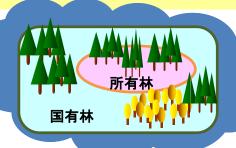
林内の状況

公益的機能維持増進協定制度について

森林所有者のみなさんと森林管理局長とが「公益的機能維持増進協定」を結ぶことで、みなさんの森林と地域の国有林を一体的に整備することができるようになりました。

これまで

周りを国有林に取り囲まれた民有林は、孤立していたり規模が小さく効率的な森林の整備ができない等の理由で、これまでなかなか手入れをする機会に恵まれませんでした。



国有林に囲まれていて、 小規模で孤立しているから 所有者同士の共同化も無理 だよ



自分の山とはいえ外来種 の駆除なんてできないあ

外来種

国有林と民有林の一体的な整備が 可能になりました!

新たな協定制度

平成24年6月の森林法等の改正により、「公益的機能維持増進協定制度」が創設されました。この制度を活用することで民有林・国有林が一体的に整備でき、地域における森林の公益的機能のより一層の増進が期待されます。



森林整備前

森林整備後

公益的機能維持増進協定制度の概要

工場

ポイント①

協定の対象となる森林

- ・国有林内に孤立している 人工林で、効率的な森林整 備が困難な森林
- ・公益的機能の発揮が期待 されているものの、機能の 低下又は低下のおそれのあ る森林
- ・当該地区に国有林の施業予定地があること

国有林内に孤立す る民有林における 間伐等の実施

国有林、民 有林を巡回 する路網

ポイント③

森林管理署が行う 一体的な取組(※)

- ・民有林、国有林を巡回 する効率的な路網計画の 作成
- ・提案・施工管理
- ・民有林の間伐等の森林 整備
- ・路網の共同利用に基づく間伐後は、5年間は皆 伐できません

ポイント2

協定の締結

- ・森林所有者等の合意の下 で、森林管理局長と協定を 締結します
- 期間は最長で10年
- ・協定の内容を公告・縦覧により明確化
- ・素材の販売は、第三者に委託のうえ実施

ポイント④

協定によるメリット

- 当該地域における森林の公益的機能の維持増進
- ・事業費の一部を国が負担します
- ・立木調査や事業実施の手続き等は国が行います
- ・民有林から出材される間伐材が少量でも、国有 林材の購入業者への販売が期待できます

民有林・国有林境界線

国有标

民有林